

## 和泉市消防本部「地域助け合いAEDステーション」登録規約

### 1 登録の目的

和泉市内に設置された自動体外式除細動器（以下「AED」）という。）について「和泉市消防本部地域助け合いAED推進事業」を立ち上げ、AEDの維持管理体制の促進を図るとともに、設置事業者を広く住民に情報共有し緊急時におけるAEDの使用を促進することで、住民の救命率・社会復帰率の更なる向上を図ります。

### 2 登録後の協力内容

- (1) 地域助け合いAEDステーション（以下「設置施設」という。）は、和泉市消防本部が実施する定期的な維持管理調査等にご協力ください。
- (2) 登録された設置施設に対し和泉市消防本部より標章を交付しますので、住民の目に付きやすい位置に掲示してください。
- (3) 登録された設置施設の周辺でAEDを必要とする事案が発生し、AEDの貸し出しの申し出があった場合はAEDを貸し出してください。
- (4) 消防行政統合システムに登録された設置施設の情報は、119番通報時、必要に応じて通報者に提供されます。
- (5) 和泉市消防本部が情報提供したAEDを貸し出した際に、破損又は盗難等の事故が生じた場合は、地域助け合いの趣旨をご理解いただきまして当該所有者等で負担してください。
- (6) 登録された設置施設の情報は、和泉市消防本部のホームページや広報物により公開します。

### 3 登録AEDの維持管理等

設置施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、次の事項を履行するように努めてください。

- (1) 応急手当に必要な知識及び技能の習得と維持のため、従業員や職員に応急手当に関する講習を定期的に受講させる。
- (2) AEDを定期的に（概ね1カ月単位以内）に点検し、適切な維持管理を行う。
- (3) AEDの紛失・盗難・故障・破損（以下「紛失等」という。）を防ぐため十分な措置を講じ、紛失等があった場合は当該所有者等が対応する。
- (4) AEDを使用した場合は、当該所有者の責任において消耗品を補充する。（下記5「電極パッド及びバッテリーの交換」に該当する場合は除く。）

#### 4 登録情報の変更又は取り消し

登録した情報（設置場所や使用期限など）に変更が生じた場合又はAEDの廃棄等により登録の取消しを希望する場合は速やかに和泉市消防本部警備課（以下「警備課」という。）へその旨を連絡してください。

#### 5 電極パッド及びバッテリーの交換

救急隊が出場した事案において、設置施設のAEDが使用されたことにより電極パッド又はバッテリーの交換を要する場合は、和泉市消防本部が適合するものを交付しますので、警備課へ交付の申請をしてください。ただし、次のいずれかに該当する場合は交換の対象外となります。

- (1) 設置施設の敷地内において、施設従業員・職員又は施設利用者に対する救護を目的としてAEDを使用した場合。
- (2) 仕様変更や生産終了等の理由により、使用されたAEDに適合する電極パッド及びバッテリーの入手が困難な場合。
- (3) AEDを使用したことに対する報酬又はそれに要した費用を、AEDの借用者、傷病者、その関係者又はその他の機関に請求する場合。
- (4) リース契約等、使用後に電極パッドが無償交換される場合。
- (5) AEDの設置者が官公庁の場合。

#### 6 標章の再交付

掲示している標章が破損や劣化等により交換を要する場合は、警備課へ再交付の申請をしてください。

#### 7 その他

- (1) 本規約に記載された内容に反し、登録が適当でないと判断された場合は登録が抹消されることがあります。
- (2) 本規約は和泉市消防本部の判断により内容を変更する場合があります、変更した場合は所有者等に通知します。